

平成15年12月24日
農林水産省農村振興局

平成16年度農業農村整備事業予算 概算決定の概要

- 資料1 平成16年度 農業農村整備事業予算
概算決定のポイント [\[PDF\]](#)
- 資料2 平成16年度 農業農村整備事業予算
概算決定 主要新規事項の概要 [\[PDF\]](#)
- 資料3 農業農村整備事業の新たな展開方向と
平成16年度予算における対応（参考資料） [\[PDF\]](#)
- 資料4 平成16年度 農業農村整備事業予算
概算決定 主要新規・拡充事項の内容（参考資料） [\[PDF\]](#)

【お問い合わせ先】

農村振興局 整備部 設計課 企画班

担当者：塩屋・由谷

代表：03 - 3502 - 8111

（内線4816・4817）

直通：03 - 3502 - 8695

平成16年度 農業農村整備事業予算 概算決定のポイント

平成15年12月24日
農林水産省農村振興局整備部

. 概算決定額

8,345億円（対前年比 95.0%）
うち「重点4分野」 6,197億円

. 概算決定額の内訳

1. 農業の構造改革を推進する生産基盤の整備

4,234億円（対前年比 101.1%）

(1) 米政策改革の推進への支援

経営体の育成、農地の利用集積等農業の構造改革を加速するための農地整備を、関連するソフト施策との密接な連携の下に実施。

【主な事業】

- ・経営体育成基盤整備事業 912億円(93.4%)
- ・経営体育成促進事業(非公共)【拡充】 30億円(118.3%)

地域水田農業ビジョンの実現に向け、きめ細かな基盤づくりを緊急的に行い、効率的な畑作物の生産など多様な水田農業の展開に向けた「畑地転換」、「土づくり」などの取組を支援。

【主な事業】

- ・地域水田農業支援緊急整備事業【新規】 85億円(皆増)
- ・水田利活用緊急支援事業(非公共)【新規】 50億円(皆増)

都市化・混住化等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化に対応した農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備。

【主な事業】

- ・新農業水利システム保全対策事業【新規】 20億円(皆増)
- ・新農業水利システム保全整備事業【新規】 80億円(皆増)
- ・地域水田農業支援排水対策特別事業【新規】 43億円(皆増)
- ・農業水利ストック有効活用緊急整備調査【新規】 3億円(皆増)

産地づくり支援のため、農地情報等を整備するとともに、これら情報の利活用を推進。

【主な事業】

- ・産地づくり支援農地情報整備促進事業（非公共）【新規】 9億円(皆増)

(2) 地域特性に応じた産地形成のための畑地づくり

地域のニーズに応じた野菜・果樹産地の強化に向け、意欲ある経営体への支援、畑地かんがいの高度化、樹園地の再編強化等の取組を強化。

【主な事業】

- ・畑地帯総合農地整備事業 438億円(91.0%)
- ・中山間総合整備事業 568億円(90.0%)
- ・一般農道整備事業 109億円(94.0%)

(3) 既存ストックの有効活用等による健全な水循環の形成

水利施設の適切な予防保全対策による長寿命化、機動的かつ効率的な更新や水質浄化施設等の整備を、流域全体の視点から計画的かつ着実にを行い、水の安定供給等を通じた健全な水循環系の構築を促進。

【主な事業】

- ・国営かんがい排水事業 1,798億円(103.1%)
- ・水質保全対策事業 24億円(98.0%)
- ・国営造成水利施設保全対策事業等 16億円(123.4%)

2. 地域資源の利活用による循環型社会の構築

(1) 循環型の農業・農村の実現に向けたバイオマス利活用の推進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、新技術等を活用したリサイクル施設等の整備をソフト対策と一体的に行い、地域における有機性資源の着実な利活用を推進。

【主な事業】

- ・バイオマス利活用フロンティア整備事業（非公共）【拡充】
（地域バイオマス利活用施設整備事業） 2.3 億円(112.5%)
- ・バイオマス利活用フロンティア推進事業（非公共）【拡充】
1.4 億円(77.2%)

(2) 地域一体で取り組む「環境を育む農業」への支援

環境負荷の低い営農や水環境・生態系の保全に対応した基盤づくりを通じ、技術開発、普及活動との連携の下に行う環境と調和した持続的農業への取組を支援。

【主な事業】

- ・地域環境保全型農業推進総合整備事業（非公共）【新規】 2.0 億円(皆 増)

3. 国民共通の財産としての美しいむらづくりの推進

(1) 景観形成の視点に基づく環境創造型事業の新たな展開

地域住民やNPO等多様な主体の参画による景観に配慮した農村の整備を通じて、次世代に継承される国民共通の財産としての美しいむらづくりを推進。また、「景観への配慮」等を田園環境整備マスタープランに反映。

【主な事業】

- | | |
|------------------------|---------------|
| ・農村振興総合整備事業【拡充】 | 139億円(129.2%) |
| ・美しいむらづくり総合整備事業【新規】 | 5億円(皆増) |
| ・田園空間整備事業 | 34億円(89.9%) |
| ・田園自然環境保全整備事業(非公共)【新規】 | 10億円(皆増) |

(2) 「人・もの・情報」が都市と農村で共生・対流する社会の実現

事業の進め方などについて、地方の裁量を最大限に活かし、地域が主体となった個性あるむらづくりの推進や、ITの活用による農業や農村の活性化を目指す「e-むらづくり計画」に基づく情報通信基盤を整備。

【主な事業】

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ・むらづくり交付金【新規】 | 100億円(皆増) |
| ・農村振興支援総合対策事業(非公共)のうち、情報基盤整備事業 | 24億円(88.7%) |

(3) 安全で安心なむらづくりに向けた防災対策

農村地域における大規模地震対策の推進等により、農用地等を災害から守り、農業生産の維持、農業経営の安定を図るとともに、地域の安全を確保し、地域社会に貢献する農地防災事業を展開。

【主な事業】

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・国営総合農地防災事業 | 396億円(111.5%) |
| ・農地保全事業 | 111億円(96.1%) |
| ・土地改良施設耐震対策事業【新規】 | 3億円(皆増) |

．ハードからソフトへの政策手段の転換

地域における新たな政策課題に機動的に対応するため、公共事業予算の一部を非公共予算にシフトし（１０３億円）、非公共事業の創設等を幅広い分野で実施。

農業農村整備事業とこれらの新しい政策手段との一体的な実施により、地域の主体性、創意工夫に基づく個性ある農村振興に向けた施策目的を効果的に実現。

【主要な新規非公共事業】

項 目	内 容	概算 決定額
水田利活用緊急支援事業	地域の主体性を活かした産地づくりなどを支援するため、畑地転換、土づくり等のきめ細かな条件整備を機動的・緊急的に実施。	(億円) 50
地域環境保全型農業推進総合整備事業	減農薬等の「環境を育む農業」への取組を推進するため、地域での目標達成に向け、基盤整備や土づくり施設等の整備を総合的に実施。	20
田園自然環境保全整備事業	地域住民、NPO等と連携した、農地、土地改良施設等の自然再生の視点に基づく環境保全型の整備を実施。	10
飼料基盤活用促進事業	自給飼料の生産性の向上を促進するため、地域の実情に即したきめ細かい飼料基盤の整備を機動的に推進。	12

農業農村整備事業 平成16年度予算 概算決定の概要(国費)

(単位:百万円,%)

事 項	H15年度 予算額	H16年度 概算決定額	対前年 伸 率 /
農業農村整備事業	878,880	834,542	95.0
（うち農村振興局）	858,422	815,117	95.0
（農業生産基盤整備）	469,276	458,706	97.7
1.かんがい排水	222,338	222,241	100.0
うち国営かん排	174,353	179,815	103.1
2.経営体育成基盤	97,610	91,180	93.4
3.諸土地改良	6,360	8,029	126.2
うち新農業水利システム保全対策事業	0	2,000	皆 増
4.畑地帯総合農地整備	61,947	55,461	89.5
うち担い手育成・支援型	41,594	39,255	94.4
5.国営農用地再編整備	18,712	21,728	116.1
6.機構事業	30,764	29,250	95.1
7.その他	31,544	30,817	97.7
（農村整備）	293,672	256,041	87.2
8.農道整備	81,091	71,900	88.7
9.農業集落排水	79,260	62,400	78.7
10.農村総合整備	24,913	18,450	74.1
11.農村振興	28,747	32,068	111.6
うちむらづくり交付金	0	10,000	皆 増
12.中山間総合整備	63,057	56,759	90.0
13.その他	16,604	14,464	87.1
（農地等保全管理）	115,932	119,795	103.3
14.防災保全	97,504	101,550	104.1
(1)直轄地すべり	6,000	5,550	92.5
(2)国営総合農地防災	35,485	39,563	111.5
(3)農地防災	35,257	36,042	102.2
(4)農地保全等	20,762	20,395	98.2
15.土地改良施設管理	14,050	13,738	97.8
16.その他	4,378	4,507	102.9

注：百万円単位に四捨五入のため、計が合わない場合がある。

平成16年度国営事業新規地区

区 分	地区数	地 区 名
【国営事業】		
(農林水産省)		
調 査		
かんがい排水	2	あかがわにき 赤川二期(山形県) ひしかわえんがん 斐伊川沿岸(島根県)
全体実施設計		
かんがい排水	1	よねざわへいやにき 米沢平野二期(山形県)
着 工		
かんがい排水	2	かんながわえんがん 神流川沿岸(群馬県、埼玉県) そおほくぶにき 曾於北部(二期)(鹿児島県)
直轄地すべり	1	たかせ 高瀬(高知県)
総合農地防災	1	なかがわにき 那賀川(二期)(徳島県)
(北海道)		
調 査		
かんがい排水	1	かみおとふけ 上音更
農用地再編整備	1	まっかり 真狩
総合農地防災	1	サロベツ
着 工		
かんがい排水	5	どうおうようすい さんき 道央用水(三期) いくたはらにき 生田原(二期)
(直轄明渠排水)		さらべつ 更別
(造成施設整備)		しのつやはた 篠津八幡
農用地再編整備	1	しかおい 鹿追 ゆに 由仁
(沖縄)		
着 工		
かんがい排水	1	いえ 伊江
(奄美)		
全体実施設計		
かんがい排水	1	おきのえらぶ 沖永良部

平成16年度 農業農村整備事業予算 概算決定 主要新規事項の概要

平成15年12月24日
農林水産省農村振興局整備部

1. 農業の構造改革を推進する生産基盤の整備

米政策改革の推進への支援
地域特性に応じた産地形成のための畑地づくり

(1) 地域水田農業支援緊急整備事業【新規】 85億円

地域の特性に応じた水田の利活用を促進するため、一定規模の範囲を対象に、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等の条件整備を、地域の意向を重視した計画に即して、機動的かつ緊急的に実施。

(2) 水田利活用緊急支援事業（非公共）【新規】 50億円

地域の特性に応じた水田の利活用を促進するため、畑地転換や土づくり等に資する暗渠排水や客土、土壌改良等の条件整備を、農地の状況に応じてきめ細かく、機動的かつ緊急的に実施。

(3) 経営体育成促進事業（非公共）【拡充】 30億円

農地の担い手への利用集積に対して交付する促進費について、より質の高い利用集積に誘導するため、一律に交付していた方式を、個々の地区の利用集積の内容の違いにより相対的に評価して交付する方式に改善。

(4) 新農業水利システム保全対策事業【新規】 20億円

都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化と多様な水田営農の展開に対応するため、担い手育成に資する施設管理の省力化等を実現する「農業水利システム保全計画」を策定し、これに基づく新たな農業水利システムをモデル的に構築。

(5) 新農業水利システム保全整備事業【新規】 80億円

地域水田農業ビジョンに即し、農業水利施設における管理の省力化を推進する観点から、施設の機動的な更新・整備を行い、新たな農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施。

(6) 地域水田農業支援排水対策特別事業【新規】 43億円

地域水田農業ビジョンに即し、田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から、排水条件が不良で畑利用が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を実施。

(7) 農業水利ストック有効活用緊急整備調査【新規】 3億円

農業水利ストックの長期的・計画的な有効活用やライフサイクルコストの低減に向けた施設情報のデジタル化・カルテ化を図るとともに、産地づくりを支援するため、施設情報と農地情報との相互連携を図る。

(8) 産地づくり支援農地情報整備促進事業（非公共）【新規】 9億円

産地づくりに有効な、各農業団体等が個別に保有する情報の共有化・相互利用を図るため、農地情報等のデータ整備やシステム導入について支援。

(その他)

特別型国営事業計画償還助成事業（非公共）【拡充】

(土地改良負担金対策資金を活用)

特別型国営事業等の地元負担金に係る利払い等が過重となっている状況を軽減し、受益者の農業経営の安定と負担金の計画的かつ円滑な償還を図るため、償還利息の助成を拡充。

2. 地域資源の利活用による循環型社会の構築

循環型の農業・農村の実現に向けたバイオマス利活用の推進
地域一体で取り組む「環境を育む農業」への支援

- (1) バイオマス利活用フロンティア整備事業(非公共)【拡充】
(地域バイオマス利活用施設整備事業) 23億円
- 民間事業者の有する技術力・資金力を活用する観点から、新たにPFI事業者等を事業主体に追加し、新技術等を活用したバイオマス利活用施設のモデル的整備をより効率的に推進。
- (2) バイオマス利活用フロンティア推進事業(非公共)【拡充】 14億円
- バイオマス利活用計画の策定、実用化に関する調査・実証、利活用システムの構築等の取組を支援するとともに、「モデル事業」としてバイオマスプラスチックの導入実証試験等を実施。
- (3) バイオマス利活用高度化実証事業(非公共)【新規】 1億円
- 技術研究分野や関係省との連携の下、バイオマス由来燃料の実用化に向けて、原料となる農作物の低コスト生産、ほ場残さ等未利用バイオマスの効率的な収集・運搬、エタノールへの変換等についてモデル地域で実証。
- (4) 地域環境保全型農業推進総合整備事業(非公共)【新規】 20億円
- 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施。

3. 国民共通の財産としての美しいむらづくりの推進

景観形成の視点に基づく環境創造型事業の新たな展開
安全で安心なむらづくりに向けた防災対策

- (1) 美しいむらづくり総合整備事業【新規】 5億円
美しいむらづくり支援事業(非公共)【新規】 0.5億円

地域住民やNPO等の主体的な参画による美しいむらづくりに向けた取組や体制づくりへの支援を行うとともに、健全で持続的な農業が営まれ、自然環境や景観に優れた美しいむらづくりに向けた総合的な整備を、林野庁、水産庁の事業とも連携し、モデル的に推進。

- (2) 田園自然環境保全整備事業(非公共)【新規】 10億円

健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、地域住民やNPO等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設等の整備を実施。

- (3) むらづくり交付金【新規】 100億円

地域の創造力を活かし、個性あるむらづくりを推進するため、国の関与を大幅に縮減し、従来以上に市町村が高い自由度をもって、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施できる「むらづくり交付金」を創設。

- (4) 土地改良施設耐震対策事業【新規】 3億円

大規模地震発生のおそれのある地域の土地改良施設の耐震性の点検及び耐震性の不足する土地改良施設の耐震補強工事を実施。

4 . 地方分権の推進及び事業の重点化

地方分権改革推進会議、経済財政諮問会議の指摘を踏まえた事業の見直し

- ・ 市町村事業等に係る国庫補助負担事業の原則廃止・縮減
- ・ 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化

(1) 農村振興総合整備事業の採択要件 (総事業費) の引き上げ

国と地方の役割を見直す観点から、採択要件 (総事業費) を団体営 : 5 千万円 2 億円、県営事業 : 1 億円 2 億円に引き上げ。

(2) 生活環境の整備に係る事業

生活環境整備のあり方について、学識経験者等からなる第三者委員会で検討し、その意見を踏まえた整理統合 (2 5 工種 1 4 工種) を行い、農業生産基盤の整備と関連するものに重点化。

(3) 美しいむらづくり総合整備事業【新規】(再掲)

農村振興総合整備統合補助事業とフォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業、漁港環境整備統合補助事業を総合補助金化する「美しいむらづくり総合整備事業」を新たに創設し、美しい農山漁村づくりをモデル的・総合的に実施。

(4) むらづくり交付金【新規】(再掲)

地域の創造力を活かし、個性あるむらづくりを推進するため、国の関与を大幅に縮減し、従来以上に市町村が高い自由度をもって、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施できる「むらづくり交付金」を創設。

(5) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

団体営 (市町村営等) 事業について、平成 1 6 年度以降、原則として新規採択を中止。

(6) 広域農道整備事業

平成 1 5 年度に実施された第三者委員会での事業採択の方針を踏まえ、新規採択予定路線 8 3 0 km を 5 0 0 km に限定するとともに、地域の選択により幅員を狭める等、柔軟な整備への取組を強化。

農業農村整備事業の新たな展開方向と 平成16年度予算における対応 (参考資料)

・農業農村整備事業の新たな展開方向

1. 米政策改革への対応
2. 地域資源の保全・管理に支えられた農業・農村づくり

・平成16年度予算における対応

1. 農業の構造改革を推進する生産基盤の整備
 - (1) 担い手への農地利用集積
 - (2) 畑地転換、土づくりなど農地の条件整備への支援
 - (3) 水利施設の効率的な管理等のための条件整備
 - (4) 産地づくり支援のための農地情報等の整備と利活用の推進
2. 地域資源の利活用による循環型社会の構築
 - (1) バイオマス利活用の推進
 - (2) 「環境を育む農業」への支援
3. 風格ある美しい農山漁村づくり

平成15年12月
農村振興局整備部

I. 農業農村整備事業の新たな展開方向

1. 米政策改革への対応

- 米政策改革により、地域はそれぞれの発想に基づく農業を展開。これに対応し、農業農村整備では、事業地域が目指す水田農業や産地づくりを支援する水利施設対策、基盤づくりを実施。

[米政策改革大綱]

「望ましい生産・農業構造」の実現

- ・ 農業者団体による米の生産調整の推進
- ・ 水田を活用した多様な作物の産地づくりの推進
- ・ 担い手への農地集積等の推進

[地域水田農業ビジョン]

地域自らの発想・戦略により策定する水田農業や産地づくりのあり方

多様な水田農業を支える
水利施設対策、基盤づくり等

水利施設維持管理 対策

農業構造改革の加速化と多様な水田営農に対応するため、農業水利施設の効率的な管理等を実現するための条件を整備



施設の自動化による管理の効率化

畑地転換・土づくり 対策

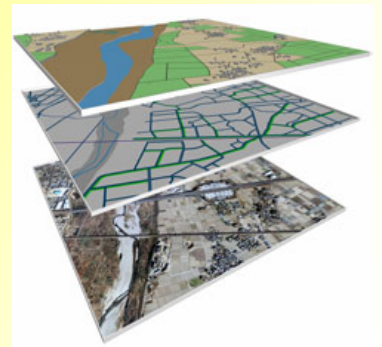
地域水田農業ビジョンの実現に向け、きめ細かな基盤づくりを緊急的に行い、多様な水田農業の展開に向けた取組を支援



田畑輪換のための畑地化の促進

農地等情報整備

産地づくり支援のため、農地情報を整備するとともに、これら情報の利活用を推進



農地、水利施設、作付等の情報を共有化

2. 地域資源の保全・管理に支えられた農業・農村づくり

農地と水利施設に環境を加えた農村の地域資源について、農家、土地改良区はもとより、地域住民・NPOなど多様な人々の参画による適正な保全・管理を促進することにより、農業の持続的な発展、農村の振興を図ることが重要となっています。

1. 農業の構造改革を推進する 生産基盤の整備

(1) 米政策改革の推進

〔「農地」と「水利施設」の十全な機能発揮〕

担い手への農地利用集積

畑地転換、土づくりなど農地の条件整備への支援

水利施設の効率的な管理等のための条件整備

農地情報等のデータベースの構築 など

(2) 地域特性に応じた産地形成のための畑地づくり

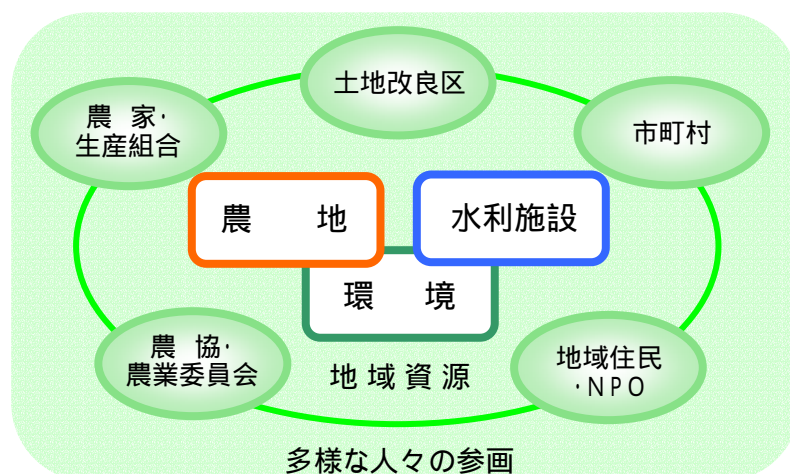
畑地かんがい施設の整備による用水の安定供給 など

(3) 既存ストックの有効活用による健全な水循環の形成

水利施設の長寿命化、適切な更新 など

ハード・ソフトの一体的実施

コスト構造改革への取組



施策連携の強化

2. 地域資源の利活用による 循環型社会の構築

(1) 循環型の農業・農村の実現に向けたバイオマス利活用の推進
新技術等を活用したリサイクル施設等の整備

(2) 地域一体で取り組む「環境を育む農業」への支援
環境負荷の低い営農と水環境・生態系の保全に対応した基盤づくり

3. 国民共通の財産としての 美しいむらづくりの推進

(1) 景観形成の視点に基づく環境創造型事業の新たな展開
モデル地区における施策の具現化
景観条例、景観配慮ガイドライン等に基づく整備・保全 など

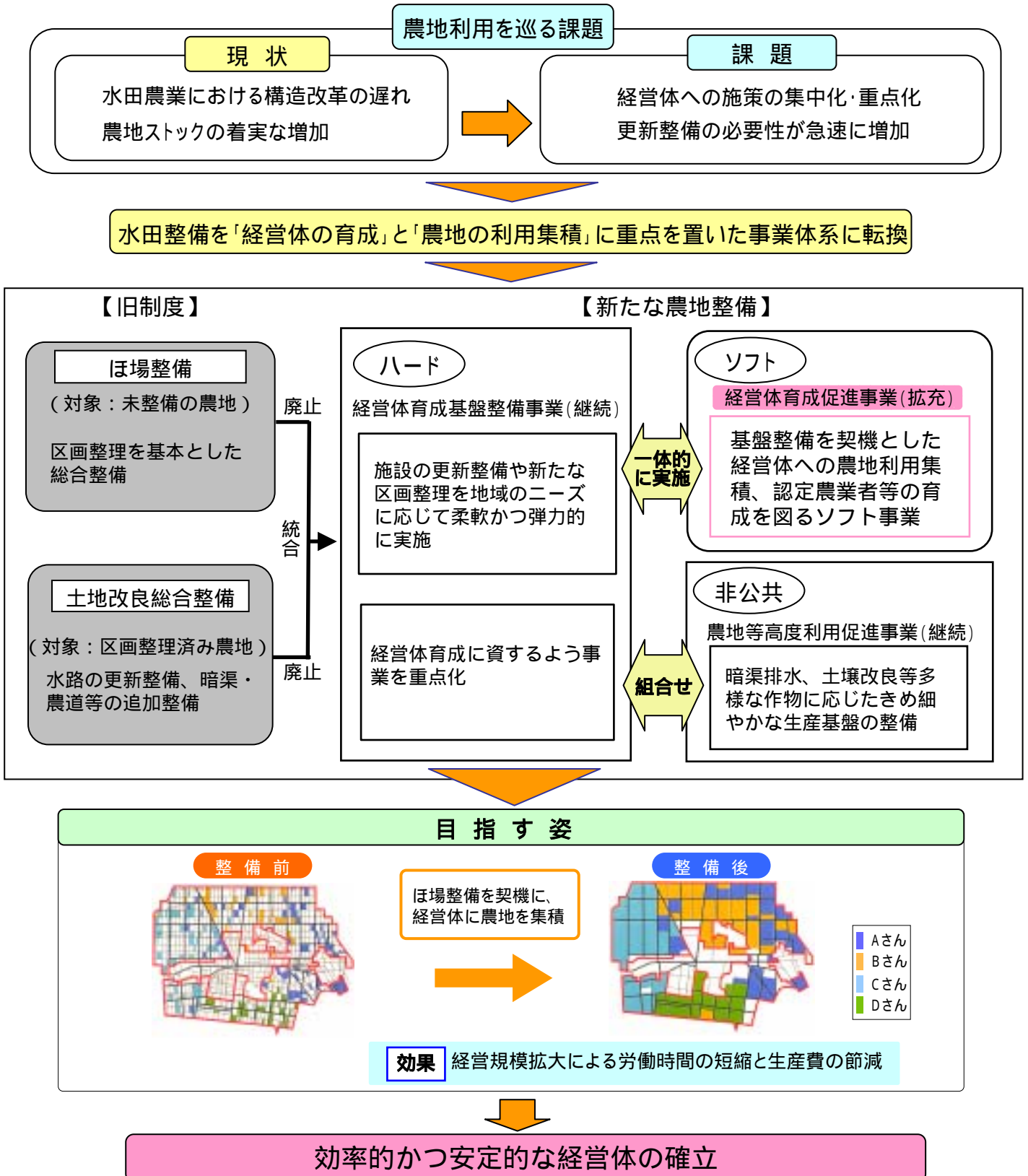
(2) 安全で安心なむらづくりに向けた防災対策
地域社会に貢献する広域的な防災機能の増進

平成16年度予算における対応

1. 農業の構造改革を推進する生産基盤の整備

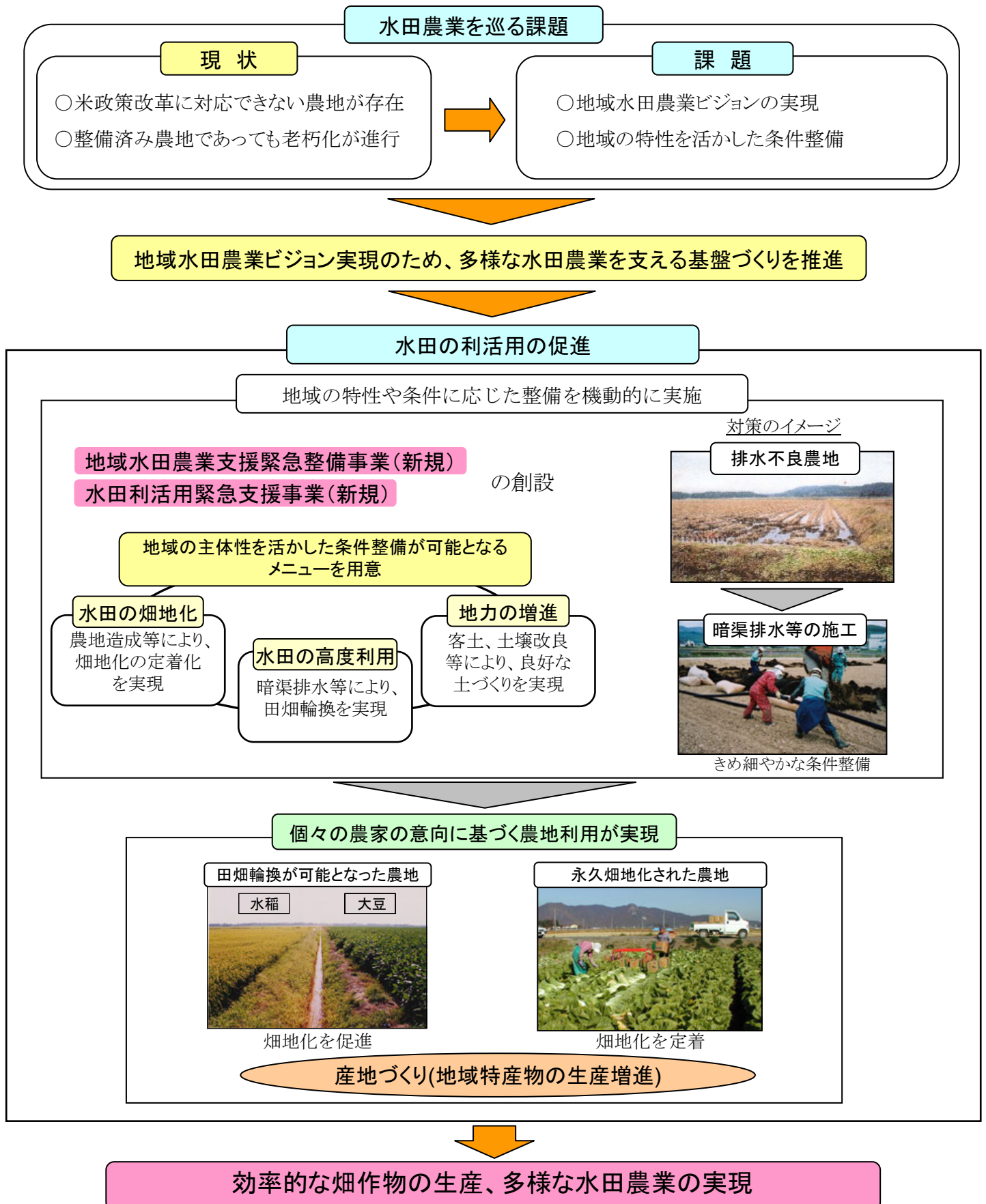
(1) 担い手への農地利用集積

経営体の育成、農地の利用集積等農業の構造改革を加速化するための農地整備を、関連するソフト施策と密接な連携の下に実施。



(2) 畑地転換、土づくりなど農地の条件整備への支援

- 地域水田農業ビジョンの実現のため、きめ細かな基盤づくりを緊急的に行い、効率的な畑作物の生産、多様な水田農業の展開に向けた「畑地転換」、「土づくり」などの取組を支援。



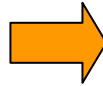
(3) 水利施設の効率的な管理等のための条件整備

○ 都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行する中で、地域水田農業ビジョンの実現に資する農業水利施設の管理の省力化と施設の整備・更新への支援を実施。

農業水利施設を巡る課題

現状

- 農村における都市化・混住化の進展
- 農業者の減少、高齢化
- 農業構造改革の加速化



課題

- 共同作業等集落機能の弱体化
- 地域排水量やゴミ投棄の増加
- 水利用の複雑化

農業水利施設の機能の適切かつ永続的な発揮

新たな農業水利システムの構築

新農業水利システム保全対策(新規)

管理の省力化等に資する最適な農業水利システムの構築

ソフト

新農業水利システム保全対策事業(新規)

○ 農業水利施設における施設管理の省力化等を実現する「農業水利システム保全計画」を策定し、新たな農業水利システムを構築



保全計画の策定



流水式除塵機の導入による作業の省力化

+

農業水利施設の機動的な更新・整備

ハード

新農業水利システム保全整備事業(新規)

○ 「農業水利システム保全計画」に基づく省力化施設等の整備(分水施設の自動化等)



水管理システム導入による管理の一元化



施設の自動化による管理の効率化

地域水田農業支援排水対策特別事業(新規)

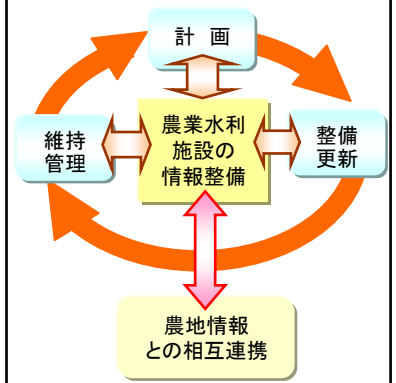
○ 転作・畑地化を可能とする排水条件の整備

農業水利ストックの有効活用

農業水利施設情報のデータベース化

農業水利ストック有効活用緊急整備調査(新規)

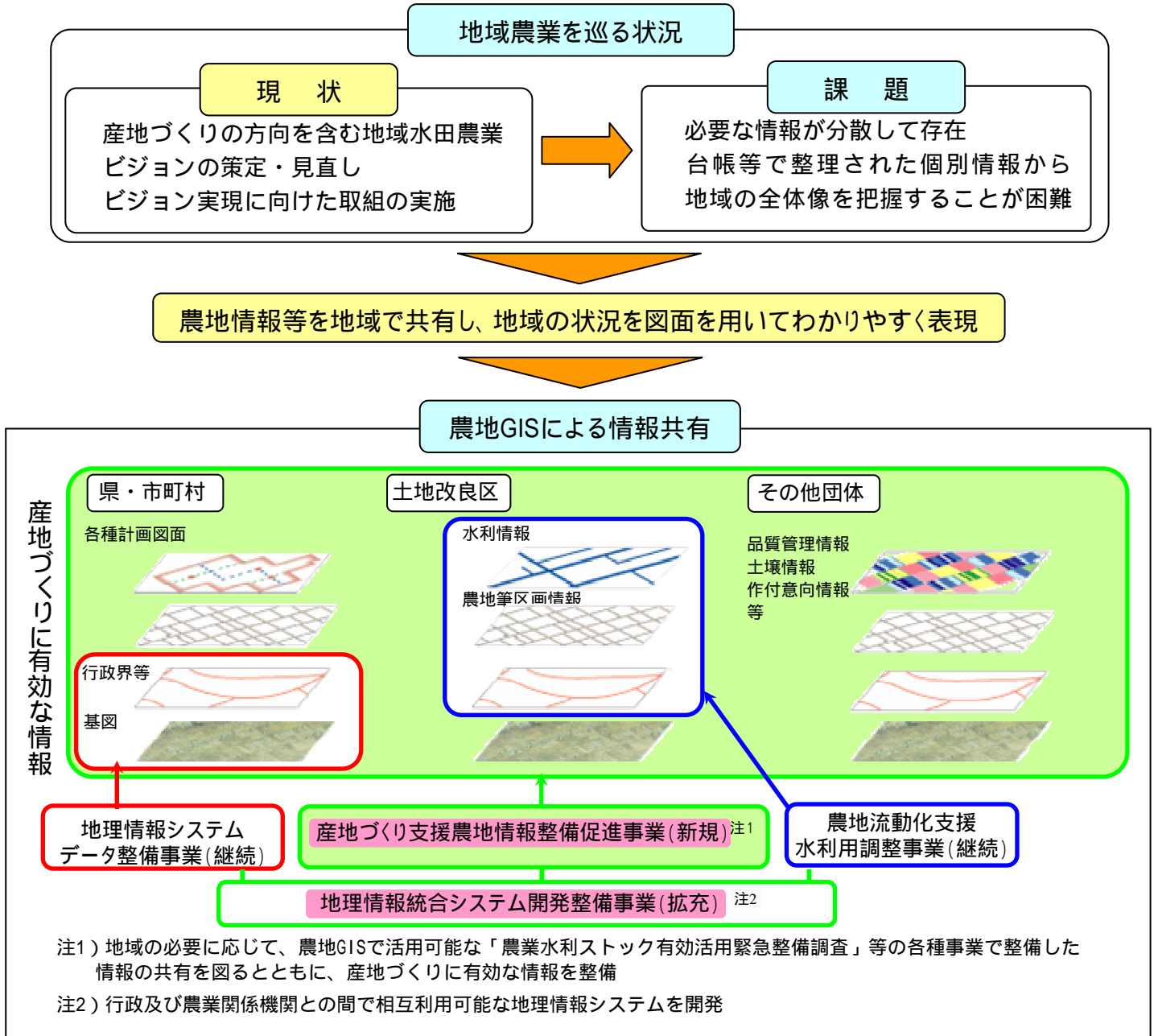
○ 農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を図るとともに、産地づくりを支援するため、施設情報と農地情報との相互連携を促進



地域水田農業ビジョンの実現を通じた食料の安定供給の確保

(4) 産地づくり支援のための農地情報等の整備と利活用の推進

土地改良区等が有する農地情報を地域で共有・活用することにより、各地域における産地づくりを支援し、米政策改革を効率的・効果的に推進。



想定される地域における活用方策

農家の貸借意向情報を付加した図面を元に...

農地の流動化を推進

作付意向情報を付加した図面を元に...

作付調整や団地化を推進

人工衛星画像等を元に、農産物の品質向上のための...

農家への営農指導を実践

農産物の生産・流通における履歴情報を付加した図面により...

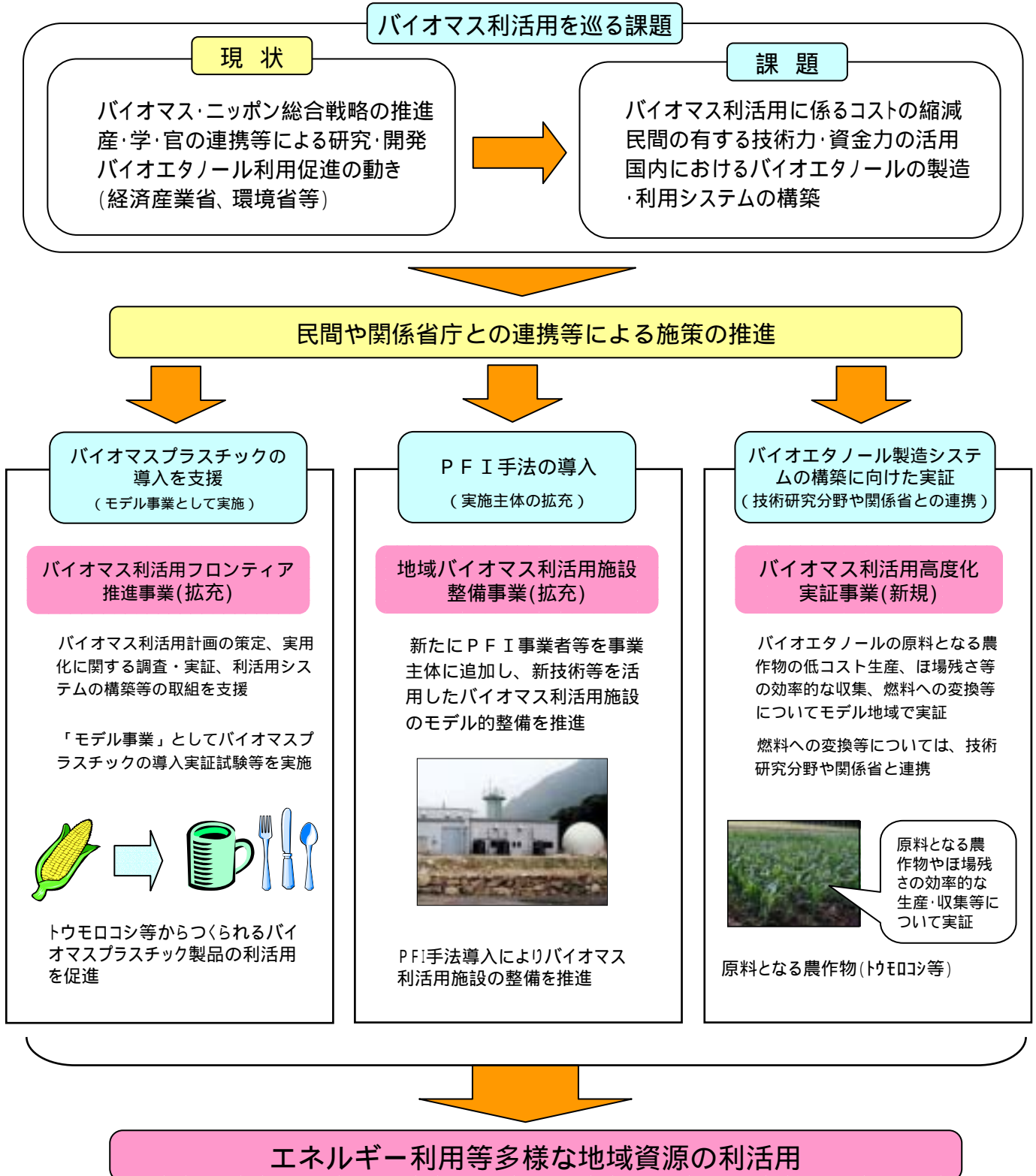
トレーサビリティを確保

農地情報等を活用した産地づくりの推進

2. 地域資源の利活用による循環型社会の構築

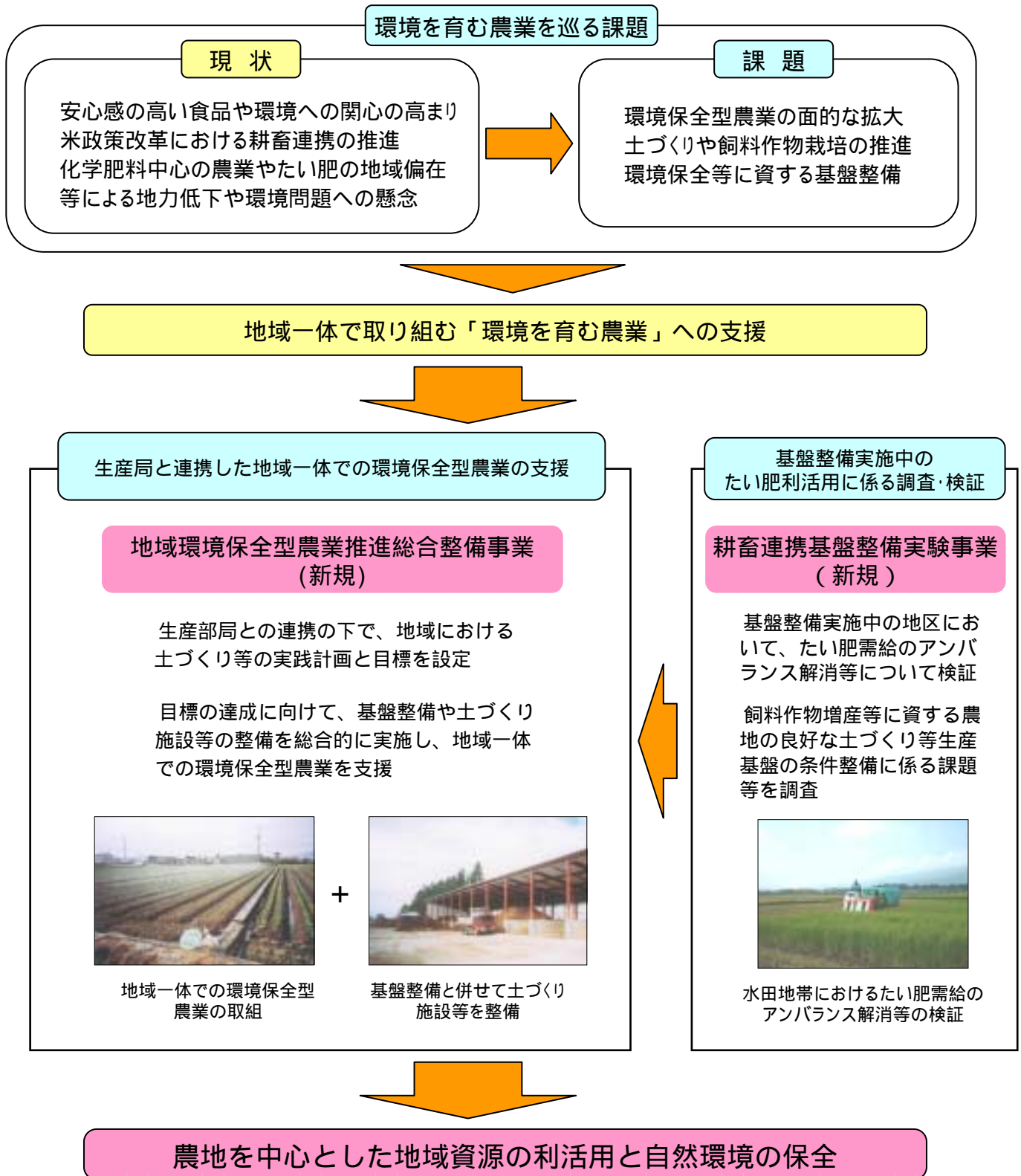
(1) バイオマス利活用の推進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、新技術等を活用したリサイクル施設等の整備をソフト施策と一体的に行い、地域における有機性資源の着実な利活用を推進。



(2) 「環境を育む農業」への支援

環境負荷の低い営農や水環境・生態系の保全に対応した基盤づくりを通じ、技術開発、普及活動との連携の下に行う環境と調和した持続的農業への取組を支援。



3. 風格ある美しい農山漁村づくり

- 地域住民やNPO等多様な主体の参画による活力ある農業の持続的発展と地域の個性や景観を重視した美しいむらづくりを推進。

農村を巡る課題

現状

- 過疎、高齢化の進展等による集落機能低下
- 混住化による自然環境や地域環境の悪化

課題

- 活力ある農業の維持・発展
- 生産活動や日常の維持管理活動を通じた、継続的な景観の保全・形成

活力ある農業の持続的発展と地域の個性を重視した魅力的なむらづくりの推進

- 活力ある持続的な農業の展開
- 健全で豊かな自然環境や景観の保全
- 地域の個性を活かした地域社会の活性化
- 農村の魅力を活かした都市との交流の展開

連携施策

ハード

- 田園自然環境保全整備事業(新規) など



ソフト

- 新グリーン・ツーリズム総合推進対策 など



地域住民の能力構築等による体制づくり

美しいむらづくり支援事業(新規) ソフト

- 大学、NPO等と連携した地域診断、ワークショップ
- 地域住民等を対象にした地域リーダーの育成
- 地域が主体的に取り組むための計画策定・体制づくりの支援 など

(例) 景観シミュレーションを活用した地域診断



ケース1



ケース2



ケース3

多様な主体の参画による地域農業の振興と景観に配慮した整備

美しいむらづくり総合整備事業(新規) ハード

- 農山漁村の総合的な整備を行う横型統合補助金
- 景観条例・協定・ガイドライン等を活用した整備
- 直営施工等を活用した住民参加型による整備 など

田園環境整備
マスタープラン
への反映

環境創造型事業の
実施



モデル地区

連携施策とのパッケージ化

国民の共通の財産としての美しい農山漁村の次世代への継承

平成16年度 農業農村整備事業予算
概算決定 主要新規・拡充事項の内容
(参考資料)

平成15年12月
農村振興局整備部

平成16年度 主要新規・拡充事項の内容 目次

地域水田農業支援緊急整備事業（新規）	1
～地域の主体性を活かした営農展開に資する緊急的な条件整備～	
水田利活用緊急支援事業（新規）	3
～米政策改革に即応した地域の主体性による営農展開に資する緊急的な条件整備～	
経営体育成促進事業（拡充）	4
～担い手農家へのより質の高い農地の利用集積を促進～	
新農業水利システム保全対策事業（新規）	5
～構造改革の加速化等に対応した新たな農業水利システムの構築～	
新農業水利システム保全整備事業（新規）	7
～新たな農業水利システム構築のための整備の合理化～	
地域水田農業支援排水対策特別事業（新規）	8
～地域水田農業ビジョンに則した持続的な輪作体系の実現～	
農業水利ストック有効活用緊急整備調査（新規）	10
～長期計画調査の拡充統合～	
産地づくり支援農地情報整備促進事業（新規）	11
～産地づくり支援のための農地情報等の整備と利活用の推進～	
特別型国営事業計画償還助成事業（拡充）	12
～利子助成の拡充による負担金の軽減～	
バイオマス利活用フロンティア整備事業（拡充）	13
バイオマス利活用フロンティア推進事業（拡充）	14
バイオマス利活用高度化実証事業（新規）	16
地域環境保全型農業推進総合整備事業（新規）	17
美しいむらづくり総合整備事業（新規）	18
美しいむらづくり支援事業（新規）	19
田園自然環境保全整備事業（新規）	20
むらづくり交付金（新規）	21
土地改良施設耐震対策事業（新規）	22

地域水田農業支援緊急整備事業(新規)

～ 地域の主体性を活かした営農展開に資する緊急的な条件整備 ～

1 趣 旨

- (1) 「米政策改革大綱」においては、今後の水田利用のあり方について、「水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。」とし、生産基盤の整備についても積極的な対応が求められているところである。
- (2) また、地域ごとの水田農業の今後のあり方については、地域の作付・販売戦略、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンを地域自らが作成し、戦略の確立のための積極的な取組を行うこととなる。
- (3) このような状況の中で、地域水田農業ビジョンの実現、即ち、地域の特性に応じた水田の有効利用や地域農業の振興に資するため、耕地の汎用化をはじめとした農用地の高度利用や水田の畑地化、良好な土づくり等、地域の主体性が活かせるような条件整備を機動的かつ緊急的に実施する必要がある、「地域水田農業支援緊急整備事業」を創設する。

2 事業内容等

事業区分 事業内容	緊急整備型	畑地転換型
	暗渠排水(補助暗渠含む) 客土 区画整理 土壌改良	暗渠排水(補助暗渠含む) 客土 区画整理 土壌改良 農業用排水施設 農道 水田転換を行う事業
	----- 農業用排水施設 農道 交換分合 営農用水 農用地保全 農業集落環境管理施設整備	----- 交換分合 営農用水 農用地保全 農業集落環境管理施設整備
採択要件 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹工種 ～ の事業うち、2以上(は単独でも可)の事業を行うこと。 ・ 地域水田農業ビジョンを反映し、地域水田農業の改革の基本的方向に即した地域水田農業支援整備構想が作成されていること。 ・ 地域水田農業支援整備構想に基づき土壌や暗渠排水機能等に関するほ場条件を診断し、整備する地域の営農計画等を盛り込んだ「地域水田農業支援総合土地改良計画」を作成すること。 ・ 事業の対象範囲は、地域水田農業ビジョンの対象とする範囲内とし、その中で整備すべき受益地を特定すること。 ・ ～ までの事業の受益面積の合計が20ha以上であって各受益地に係る一定団地(以下「工区」という。)が20ha以上の規模であり、かつ、3工区以上であること。 ・ 各工区内において作付協定等を締結すること。 ・ 過去ほ場整備等の生産基盤整備事業を実施した地区を基本とすること。 ・ 工区の農地面積に占める担い手の経営等面積の割合が原則20%以上であり、かつ、事業の実施により地域水田農業ビジョンに示す内容に沿って、これらの担い手への農用地の利用集積が見込まれるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹工種 及びこれと相当の関連のある ～ までのいずれか、もしくは複数の事業を行うこと。 ・ ～ 及び の事業の受益面積の合計が20ha以上であること。 ・ 地域水田農業ビジョンが策定されており、その中に、地域単位の産地づくり構想等畑作の営農計画が位置付けられていること。 ・ 受益面積のうち、少なくとも10ha以上の水田を他地目に転換すること。 ・ 受益面積に占める担い手の経営等面積の割合が20%以上であり、かつ、事業の実施によりこれらの担い手への農用地の利用集積が見込まれるものであること。

- 3 事業実施主体 都道府県
- 4 採択期間 平成16年度～平成18年度
- 5 補助率 50%（離島：55%、沖縄：75%、奄美：60%）
- 6 平成16年度概算決定額（平成15年度予算額） 8,500,000(-)千円

【担当課：農村振興局農地整備課】

水田利活用緊急支援事業（新規）

～ 米政策改革に即応した地域の主体性による営農展開に資する緊急的な条件整備～

1. 趣 旨

- (1) 「米政策改革大綱」においては、今後の水田利用のあり方について、「水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。」とし、生産基盤の整備についても積極的な対応が求められているところである。
- (2) また、地域ごとの水田農業の今後のあり方については、地域の作付・販売戦略、水田の利活用、担い手育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンを地域自らが作成し、戦略確立のための積極的な取り組みを行うこととなり、その実現を目指し、多様な水田農業を支えるきめ細かな基盤づくりの推進が不可欠である。
- (3) このため、地域特性に応じた水田の利活用を促進する観点から、農用地の高度利用のための「水田の畑地化の促進」や「水田の畑地化の定着」に向けた産地づくりなど、地域の主体性が活かせるような条件整備を、農地の状況に応じ、機動的かつ緊急的に実施する「水田利活用緊急支援事業」を創設し、地域農業の振興を支援するものである。

2. 事業内容等

事業内容	(基幹工種) 農業用排水施設 暗渠排水(補助暗渠を含む) 客土 農地造成(水田から畑への地目転換含む) 土壌改良 (併せ行う工種) 区画整理 農用地保全 営農用水施設 等
採択要件	・ 地域水田農業ビジョンを策定している地域単位の産地づくりの構想に沿った整備であること。 ・ 基幹工種 ～ までのいずれか、もしくは2工種以上を行うものであること。 ・ 基幹工種 ～ の受益面積の合計が5ha以上であること。 (ただし、 の事業内容については、その受益に係る一定団地が5ha以上の規模であり、かつ、一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等面積の割合が原則20%以上であること、また、これらの担い手への農用地の集積が見込まれる場合に限定し、5ha未満の受益について事業実施可能。)

3. 事業実施主体等

- (1) 実施主体：市町村、土地改良区、農業協同組合 等
- (2) 補助率：50% (特殊地域等55%、沖縄80%、奄美60%)
- (3) 実施期間：平成16年度～平成18年度(事業採択期間)

4. 平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

5,000,000()千円

【担当課：農村振興局農地整備課】

経営体育成促進事業(拡充)

- 担い手農家へのより質の高い農地の利用集積を促進 -

1. 趣旨

- (1) 我が国の水田農業の望ましい農業構造を確立するため、意欲と能力のある担い手農家が活躍できる環境整備を推進し、構造改革を加速化する必要がある。
- (2) 経営体育成促進事業は経営体育成基盤整備事業等のハード事業と一体的に、担い手農家の育成とこれらへの農地の利用集積の促進を図るための支援策を講じることにより、ハード事業で整備される農地の十分な利活用を図るものであり、「農業の構造改革を加速化し、効率的で安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」との基本的な農政課題を直接的に推進するものである。
- (3) これらのことから、本事業のメニューのうちの、高生産性農業集積促進事業について、ハード事業の受益面積に対する利用権等の設定について、従来、量的な達成度合にのみ着目していたものを、その内容(質)を相対的に評価し、促進費の交付額に反映するよう改めることによって、担い手農家へのより質の高い農地の利用集積を促進する。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

高生産性農業集積促進事業について、より質の高い農地の利用集積を誘導する観点から、所有権移転、利用権設定、基幹3作業受託の設定面積などの個々の地区の要件達成の内容の違いを相対的に評価することとする。具体的には、一律に評価している現行の方式から、所有権移転及び利用権設定により利用権等の設定を行った地区についてはより高率の促進費、基幹3作業受託で集積を行った地区についてはより低率の促進費を交付する方式に改め、促進費の交付の割合について、その上・下限の値を新たに設定し、促進費を交付する。

(2) 実施要件

対象となる基盤整備事業の受益面積に占める、担い手農家に対する新たな利用権等の設定面積の割合が、40%以上増加していること。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 : 都道府県、市町村
- (2) 補助率 : 1/2
- (3) 事業実施期間 : 平成16年度～平成17年度

4. 平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

3,048,616千円(2,577,490千円)

【担当課：農村振興局農地整備課】

新農業水利システム保全対策事業（新規）

～ 構造改革の加速化等に対応した新たな農業水利システムの構築 ～

1. 趣 旨

- (1) 農業水利システムは、我が国における食料の安定供給確保のための重要な基盤として、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上でその役割を永続的に発揮させることが不可欠である。
- (2) 近年、都市化・混住化や農家の減少・高齢化にともない管理能力の低下等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応し、農業水利システムの役割を發揮させるためには、これを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築することが必要である。
- (3) このため、地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムを再構築することに合意した水利区域において、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への制約要因を除去し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムをモデル的に構築する。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

1) 農業水利システム保全計画策定事業

水利施設等の機能診断

水利用と管理のあり方の技術的検討

農業水利システム保全計画の作成

2) 管理省力化施設整備事業

省力化のための除塵機の設置、分水工の自動化等

畑地化、畑作本作化のための調整池の設置等

(2) 採択要件

- ・ 都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積等の目標が明確化された地域水田農業ビジョン（「水利地域水田農業ビジョン」）が策定されていること
- ・ 水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた農業水利システム保全計画の策定が確実と見込まれること
- ・ 水利区域の面積がおおむね20ha（中山間地域にあってはおおむね10ha）以上であり、かつ水利区域が属する一連の水利システムの面積がおおむね100ha（中山間地域にあってはおおむね60ha）以上であること。

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

- ・ 2の(1)の1) 都道府県、市町村、土地改良区等
- ・ 2の(1)の2) 都道府県、市町村、土地改良区等

(2) 補助率

- ・ 2の(1)の1)については定額
- ・ 2の(1)の2)については1/2

(3) 事業実施期間

平成16年度～平成22年度(採択期間 平成16年度～平成18年度)

4. 平成16年度概算決定額

2,000,000(-)千円

【担当課:農村振興局 水利整備課】

新農業水利システム保全整備事業（新規）

～ 新たな農業水利システム構築のための整備の合理化 ～

1. 趣 旨

- (1) 米政策改革による農業の構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応するためには、農業水利システムを新たな農業構造に対応した担い手中心の省力的システムに再構築し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化を図ることが必要である。
- (2) このため、農業水利施設における管理の省力化を推進する観点から、施設の機動的な更新・整備を行い、新たな農業水利システムの構築と施設機能の保全を一体的に実施し、もって地域水田農業ビジョンの実現に資する。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

水管理自動化施設、パイプライン、分水施設、揚水機場、除塵機等の省力化施設の更新・整備

基幹的農業水利施設の更新・整備

(2) 採択要件

受益面積：200ha以上、 末端支配面積：100ha以上
但し、「農業水利システム保全計画」の策定が確実と見込まれる地域にあっては末端支配面積10ha以上
なお、末端地域における施設整備については可能な限り直営施工方式を推進
受益面積：200ha以上、 末端支配面積：100ha以上
但し、(1) と一体的に実施

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体： 都道府県
- (2) 補 助 率： 1 / 2
- (3) 採 択 期 間： 平成16年度 ～ 平成18年度

4. 平成16年度概算決定額

8,000,000(-)千円

【担当課：農村振興局 水利整備課】

地域水田農業支援排水対策特別事業（新規）

～ 地域水田農業ビジョンに即した持続的な輪作体系の実現 ～

1. 趣 旨

- (1) 近年、米需要の低下を受けた水稲作付面積の減少に伴い、不作付田の増大や耕作放棄地の拡大が懸念されており、米政策改革においては、田畑輪換を中心とした持続的な輪作体系に基づく水田営農等を通じて、水田を最大限利活用するとともに、水田農業の多面的機能の発揮を図ることが求められている。
- (2) 他方、麦、大豆、飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るためには、水田の畑利用としての基礎的要素である排水条件を整備することが肝要である。
- (3) このため、田畑輪換等を通じた水田の有効利用を促進する観点から、排水条件が不良で転作が困難である地域において、排水改良を目的とした施設の機動的な整備等を行い、もって地域水田農業ビジョンの実現に資する。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

- 1) 麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修
- 2) 1)と附帯して行うことが相当であると認められる用水路、区画整理、客土、暗きょ排水及び特認事業
- 3) 「米政策即応型」については、「農業水利システム保全計画」に基づき、畑地化等を図る団地内の農業用排水施設の整備を1)の施設と一体的に実施

(2) 採択要件

- ・ 地域水田農業ビジョンが定められており、水田の有効利活用に向けた方向性が盛り込まれていること
- ・ 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね50%以上であること
 - ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分にないために湛水を来す水田
 - イ 常時地下水位が高い水田
 - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- ・ 「米政策即応型」においては、「農業水利システム保全計画」の策定が確実と見込まれ、かつ畑地化等の面積が集团的に10ha以上あること
- ・ 受益面積 20ha以上
- ・ 末端支配面積 5ha以上（米政策即応型は除く）

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体： 都道府県
- (2) 補助率： 1 / 2
- (3) 採択期間： 平成16年度 ~ 平成18年度

4. 平成16年度概算決定額

4,293,750 (-) 千円

【担当課：農村振興局 水利整備課】

農業水利ストック有効活用緊急整備調査（新規）

～ 長期計画調査の拡充統合 ～

1. 趣 旨

- (1) 現在、基幹的水路などの農業水利ストックは約4万5千kmにも及び国土の水循環系を構築し、国民への安心・安全な食料供給基盤を形成するとともに、水資源の涵養や洪水被害の防止等の多面的機能を発揮している。
- (2) これらの施設については、適切な管理や長寿命化に向けた予防保全対策及び機動的な整備・更新等を実施し、長期的、計画的な有効活用やライフサイクルコストの低減を図っていくことが国民経済的視点から不可欠である。
- (3) これらを効率的に実施するため、農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化を図り、一元的なデータベースの構築を行う以下の調査を緊急的に実施する。
デジタル化・カルテ化を行い利活用するための新たなシステムを開発
完了している農業水利施設情報等のデジタル化・カルテ化のための情報収集
- (4) また、産地づくりを支援するため、農業水利施設情報と農地情報との相互連携を図るとともに、データの持続的な管理を行うため、関係更新事業等のデジタル化・カルテ化をするための体制整備を図る。

2. 調査内容

- (1) 国営土地改良事業等により造成した基幹的な農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化及び利活用のためのシステムの開発及びマニュアル作成
- (2) 上記の農業水利施設情報のデジタル化・カルテ化のための情報収集

3. 調査主体等

- (1) 事業実施主体：国
- (2) 調査実施期間：平成16年度～平成18年度

4. 平成16年度概算決定額

270,000(-)千円

【担当課：農村振興局 土地改良企画課、水利整備課】

産地づくり支援農地情報整備促進事業(新規)

(農村振興支援総合対策事業のうち農村振興地理情報システム整備事業の拡充)

～ 産地づくり支援のための農地情報等の整備と利活用の推進 ～

1. 趣 旨

- (1) 農地にかかる様々な情報を地図上で統合的に管理・加工する農地情報システムは、担い手への農地の利用集積、作付計画の検討、水利用の調整など農地管理や営農活動を行う上で有効な手段となっており、今後一層の活用が見込まれる。
- (2) また今後、米政策改革に伴う地域水田農業ビジョンの策定及びその実現を農業関係団体等が中心となり効率的かつ的確に進める上で、農地情報システムの役割が一層期待されている。
- (3) 一方、市町村、土地改良区、農協等の各団体において収集・整理している農地情報の地域における共有化、相互利用が図られず、整備情報の重複等の非効率が生じることがあるが、その原因は情報の基盤となる地図やデータの形式の違いに加え、相互利用にかかるルール等の策定がなされていないことにある。
- (4) このため、地域の農業関係団体間等の農地情報の共有化や相互利用に資する農地情報システムの構築やデータ整備を支援することにより、地域の産地づくりを推進し農村地域の振興を図る。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

- 1) 地域の農業関係団体等(市町村、土地改良区、農協等)が構成する協議会(仮称：農地情報整備推進協議会)において定められた、農地情報の地理情報化、相互利用、情報発信にかかる構想(仮称：農地情報整備構想)に基づく以下の事業
農地情報にかかるデータ整備
農地情報の相互利用のためのシステム導入

- 2) GISを活用した農地情報整備にかかる技術の普及、研修、指導等

(2) 採択要件

事業内容の1): 地域水田農業ビジョン策定地区において、地域の農業関係団体等が構成する協議会が、農地情報の地理情報化、相互利用、情報発信にかかる構想を策定していること。

事業内容の2): 都道府県内において事業内容の1)が採択されること。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：事業内容の1)市町村、土地改良区、農協、農業委員会 等
事業内容の2)都道府県
- (2) 事業実施期間：平成16年度から平成22年度まで
- (3) 補助率：1/2

4. 平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

910,000(-)千円

【担当課：農村振興局 農村整備課】

土地改良負担金総合償還対策事業のうち 特別型国営事業計画償還助成事業(拡充)

～ 利子助成の拡充による負担金の軽減 ～

1.趣 旨

- (1) 国営土地改良事業は、農業生産の最も重要な基盤である土地基盤等の整備を通じて、国民食料の安定供給を確保するための基礎的条件の整備を図るとともに、農業の生産性向上や農業経営の安定に重要な役割を果たしている。
- (2) 近年、我が国経済の低迷が長期化する中で、米価を中心とした農産物価格の下落に伴う農業収入の低下、農家の高齢化の一層の進展等、農業を巡る社会経済情勢に大きな変化が生じている。こうした中で、財投借入金を財源とする特別型国営事業の地元負担金については、低金利な情勢下で、建設中の利息や負担金の支払方法等により、利払い等が過重となっており、適切な負担金償還に支障を来すことが懸念されるに至っている。
- (3) このため、特別型国営事業の地元負担金に係る償還利息を軽減することにより、受益者の農業経営の安定と負担金の計画的かつ円滑な償還を図るものとする。

2.事業内容等

- (1) 事業内容
事業費に係る各年度の地元償還金のうち、利率を4.0%とした場合の各年度の償還額を控除した額を助成する。
- (2) 採択要件
特別型国営土地改良事業地区等のうち、計画償還措置(負担金の支払期間を延長する措置)の適用地区または計画償還措置の要件を満たす地区。

3.事業実施主体等

- (1) 事業実施主体:(財)全国土地改良資金協会
- (2) 事業採択期間:平成16年度(1力年)

4.平成16年度概算決定額

なし(土地改良負担金対策資金を活用)

バイオマス利活用フロンティア整備事業 (地域バイオマス利活用施設整備事業)(拡充)

1.趣 旨

- (1) バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)は、新技術等を活用したバイオマス利活用施設の整備を行う事業で、都道府県、市町村を事業主体として平成15年度に開始されたところである。
- (2) 一方、農村地域に広く薄く分布するバイオマスの利活用については、これまでバイオマスの種類に応じ、収集・運搬などの場面において、地域の農協や農業公社等の各種農業団体、民間事業者等が深く関与してきている。今後、地域におけるバイオマスについて、収集・運搬から変換、利用までを一貫して取組むことにより効率的な利活用を図っていくためには、地方公共団体を核として、これらの主体の活用を図っていくことが重要である。
- (3) また、リサイクル施設など公共施設等の建設、維持管理、運営等に関しては、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する観点から、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFIに国等が積極的に取り組むことが求められている。
- (4) このような状況に鑑み、地域におけるバイオマス利活用をより一層効率的に推進していくため、本事業の事業主体として、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体又は民間事業者が参加する共同事業体、並びにPFI事業者を追加することとする。

2.事業内容

(1) 拡充内容

事業実施主体として、以下を追加する。

地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体又は民間事業者が参加する共同事業体
PFI事業者

(2) 採択要件

循環型社会の構築及び農山漁村地域の活性化等の促進を図る地域であること
新技術等を有する施設を整備すること
施設利用及び運営管理が事業計画に基づき適正に実施されること 等

3.事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体又は民間事業者が参加する共同事業体、PFI事業者
- (2) 補助率：1/2
- (3) 事業実施期間：平成16年度～17年度(新規採択期間)

4.平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

2,250,000(2,000,000)千円

バイオマス利活用フロンティア推進事業（拡充）

1. 趣 旨

バイオマスの利活用については、家畜排せつ物処理対策、食品廃棄物の処理対策、土づくり対策としての有機性資源の利用について従来から推進されてきたところであるが、地域全体でのエネルギーやマテリアルとしてのバイオマスの利活用のためのシステム構築などの総合的な取組が遅れている状況である。

このような状況の中、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化、戦略的産業の育成の観点からバイオマスの有効利用を積極的に推進することが求められている。

このため、地域におけるバイオマス利活用に関する計画策定、実用化に関する調査・実証、システム構築等をバイオマスの種類に応じて総合的に実施しバイオマスを有効利用することにより、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図る。

また、バイオマス由来プラスチックは従来のプラスチックと異なり、大気中の炭酸ガスを増加させないカーボンニュートラルという性質及び太陽エネルギーを原料の製造エネルギーとすることによる化石資源の節約という二つの側面から近年注目を集めているが、生産コスト等の面から普及が進んでいない。

このため、政策目標を国民にわかりやすく明示した上で予算を効率的に活用する「モデル事業」として、研究開発、市場開拓及び生産施設の整備と連携を図り、バイオマス由来プラスチックの導入実証試験等を通じてバイオマス由来プラスチック製品の導入等を推進し、価格競争力を付け利活用を図っていくことが重要である。

2. 事業内容

(1) 推進事業

協議会の開催

バイオマス資源の利活用を推進するため、耕種、畜産、食品、農村振興、林野、水産等の関係者で構成する協議会を開催し、バイオマス利活用方策等について検討を行う。

計画策定

都道府県及び地域においてバイオマスの現状把握、物質収支計画、循環利用システム等を内容とするバイオマス資源の総合的な利活用を推進するための計画を策定。

土づくり

家畜排せつ物等の有機性資源をリサイクルして作られたたい肥について、環境と調和を図りつつ積極的に利用する取組に対して支援を行う。

畜産環境保全

家畜排せつ物の適正な処理及び有効利用を図るため、畜産環境保全指導、畜産経営環境保全実態調査等の取組に対して支援を行う。

有機性資源飼料化

地域で発生する低・未利用有機性資源の飼料化を図るための取組に対して支援を行う。

食品廃棄物

地域における食品廃棄物等の有機性資源のリサイクル等を推進するため、食品廃棄物等のリサイクルの実践、リサイクル技術の普及等の取組に対して支援を行う。

木質バイオマス

林地残材として伐採跡地や土場に残っている末木枝条、未利用間伐材、被害木などの未利用木質資源の有効利用を図るための取組に対して支援を行う。

使用済資材適正処理

使用済農業生産資材の適正な処理を推進するため、生産現場から排出される使用済農業生産資材を資源として再生利用する循環システムの確立等を図るための取組に対して支援を行う。

バイオマスプラスチック（モデル事業）

バイオマスプラスチックの利活用を推進するため、地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック導入支援、社会実験をモデル事業として実施。

（2）試験研究事業

土づくり

土壌の持つ物質循環機能の増進を図るため、土壌機能の実態把握、たい肥や化学肥料の適正使用に関する指針の策定等を推進するための取組に対して支援を行う。

畜産環境保全

畜産環境の保全、家畜排せつ物の良質たい肥化と土壌還元による有効利用等を推進するため、家畜排せつ物処理技術の実用化に関する課題等についての検討、分析を行うための取組に対して支援を行う。

食品残さ等肥料化・食品化

安全かつ農家が求める品質の安定した良質たい肥が供給されるよう、食品循環資源等由来たい肥の一定レベル以上の品質が確保できる高品質化技術やリスク管理技術などの技術を実証、マニュアル化しその普及・定着を図るための取組に対して支援を行うとともに、魚類の加工残さ等の水産加工廃棄物から多様な風味の調味料(みそ・醤油等)を製造する技術の実用化に向けた試験・検討等を行う。

3．実施主体等

（1）実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費者生活協同組合、事業協同組合、NPO法人

（2）補助率：1 / 2

（3）実施期間：平成15年度～平成18年度

4．平成16年度概算決定額

1,389,000 (1,800,000) 千円
うちモデル事業分 200,000 千円

【担当課：農村振興局 農村政策課】

バイオマス利活用高度化実証事業(新規)

1.趣 旨

- (1) 我が国においては、地球温暖化防止に関する京都議定書の目標達成のため、バイオマスを原料とする燃料を混合した自動車燃料を供給する取組みが進められており、バイオマスを原料としたバイオエタノールを3%まで混合したガソリンの安全性が確認され、平成15年8月末にはその販売が許可される等、経済産業省、環境省、国土交通省等において供給に向けた検討が急ピッチで進められている。
- (2) このような状況から、バイオエタノールのようなバイオマスを原料とした燃料を国内で生産する必要がある。我が国において、農作物のほ場残さ・選別残さ・加工残さ等の未利用バイオマスから燃料を製造するシステムを、今後、早急に整備していく必要がある。
- (3) このため、バイオマス由来燃料を製造するシステムの構築に向けて、原料となるバイオマスの生産、収集等についてモデル地域での実証事業を実施するものである。また本実証事業により、バイオマス由来燃料の原料となる作物の選定やその効率的な作物生産体制の整備を図ることにより、地域水田農業ビジョンの実現に資するものである。

2.事業内容

バイオマス由来燃料の原料となる農作物の低コスト生産、ほ場残さ・選別残さ・加工残さ等の未利用バイオマスの効率的な収集、運搬、燃料への変換等について技術研究分野や関係省との連携の下、モデル地域で実施する実証事業。

当該都道府県、市町村が行う次の項目について補助を行う。

- バイオマス由来燃料の原料として有利な作物の選定
- 低コスト生産手法の実証
- 効率的収集・運搬・貯蔵方法の実証
- バイオマスの種類に応じた変換効率の実証
- バイオマス由来燃料の利用手法の実証
- バイオマス由来燃料供給の実行可能性について総合評価

3.事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体又は民間事業者が参加する共同事業体
- (2) 補助率：1/2
- (3) 事業実施期間：平成16年度～平成18年度

4.平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

100,000()千円

【担当課(室)：農村整備課 集落排水・地域資源循環室】

地域環境保全型農業推進総合整備事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 食の安全と安心の確保、健全で豊かな自然環境の保全等への社会的関心の高まりを背景として、米政策改革において、環境保全型農業の拡大・定着、耕畜連携による土づくりの取組を推進することとなっている。
- (2) また、家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」等において、たい肥化等適切な処理・利用を促進することとなっている。
- (3) 環境保全型農業の普及を図るため、従来から土づくり等に努めてきたが、個々の農家の取組では、生産コストの上昇や労働力の増加等のハンディがあることから、地域全体での環境保全型農業の展開が必要となっている。
- (4) このため、生産局との連携を図りながら、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、地域一体となった環境保全型農業を推進するために必要な基盤整備、土づくりと併せて水環境・生態系の保全整備等を行うとともに、これらの施策効果を確実なものとし、取組の普及を図るため、効果の検証・分析や情報発信等を支援する。

2. 事業内容

(1) 事業内容

地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて以下の施設等を整備

1) 生産基盤整備

農業用排水施設整備、区画整理、農道整備、土壌浸食防止（緑地帯含む）、暗渠排水、客土、土壌改良、交換分合、肥培かんがい施設 等

2) 土づくり施設整備

たい肥化施設やたい肥流通促進施設などたい肥の製造・流通を促進するために必要な施設

3) 水質保全施設整備

水質浄化施設や家畜排せつ物浄化処理施設など地域の水質保全に資する施設

4) 生態系保全施設整備

生態系保全植生水路や鳥獣害防止施設など地域の生態系の保全に資する施設

5) 効果検証・情報発信体制整備

効果の検証・分析や生産履歴等取組の情報発信を行うための体制整備

(2) 採択要件

- ・地域において面的な広がりをもって環境保全型農業に取り組むこと
- ・市町村等の環境保全型農業の推進計画において、事業実施地域における持続性の高い生産方式（土づくり、化学肥料低減、農薬低減）、水質改善、生態系保全等にかかる実践計画とその目標が設定されていること
- ・生産基盤整備の受益面積が5ha以上であること

3. 実施主体等

(1) 実施主体：都道府県、市町村、土地改良事業団体連合会、土地改良区、農協等

(2) 補助率：1/2

4. 平成16年度概算決定額（平成15年度予算額）

2,000,000（ - ）千円

【担当課：農村振興局整備部 農村整備課集落排水・地域資源循環室】

美しいむらづくり総合整備事業（新規）

1.趣 旨

- (1) 農村を豊かで住みよい都市住民にも開かれた国民共通の財産とするためには、景観や自然環境にも配慮しつつ、継続的な営農と農業を核とした地域の活性化を図り、都市との交流などを推進するとともに、地域住民やNPOなどによる集落機能の活性化を図り、地域住民が生き生きと誇りを持って暮らせる美しいむらづくりを行う必要がある。
- (2) このため、地方公共団体、地域住民、NPOなどの多様な主体の参画と役割分担の下、整備計画や活動内容などをとりまとめた「美しいむらづくり推進計画」を策定するとともに、住民参加型施工などを積極的に活用した整備を行い、地域住民等による施設の維持管理活動の活発化を促進することなどを通じ、美しいむらづくりの実現を図るものである。
- (3) また、農山漁村の地域資源を活用して広域的な美しいむらづくりに取り組む場合には、林野庁、水産庁の事業を合わせ総合的に実施する。

2.事業内容等

(1) 事業内容

- 1) 農村振興総合整備統合補助事業の事業内容に、以下の手法を導入。
重点整備地区の設定などによる景観や自然環境との調和に配慮した景観整備等直営施工等を活用した住民参加型の整備
- 2) 地方の裁量により、構成事業を総合的に実施。
- 3) 施設管理予定の地方公共団体等への事業委任や合併予定市町村への施設の整備を行うことができる。

(2) 構成事業

農村振興総合整備統合補助事業
むらづくり総合整備事業
森林居住環境整備事業
漁港環境整備統合補助事業

3.事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：市町村等
- (2) 採 択 要 件： 市町村等が策定する農村振興基本計画において、「美しいむらづくり」についての自治体等の取組みの基本方針が明記されていること
地域住民等の多様な主体による美しいむらづくりに向けた活動や他事業との連携が図れていること
美しいむらづくりに向けた地域推進体制が整備又は予定されていること
- (3) 補 助 率：各構成事業の補助率による
- (4) 実 施 期 間：平成16年度～平成20年度（事業採択期間）

4.平成16年度概算決定額（平成15年度予算額）

500,000（-）千円

【担当課(室)：農村振興局農村整備課総合整備事業推進室】

美しいむらづくり支援事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 農村を豊かで住みよい都市住民にも開かれた国民共通の財産とするためには、自然環境や地域景観に配慮しつつ、継続的な営農と農業を核とした地域の活性化、都市との交流などを行い、地域住民やNPOなどによる集落機能の活性化を図ることにより、地域住民が生き生きと誇りを持って暮らせる美しいむらづくりの実現が求められている。
- (2) このためには、行政と地域との役割分担の下、地域住民やNPOなどの多様な主体が、美しいむらづくりのために必要な事業や取り組みに積極的に参画するなど、地域が主体となった継続的な地域活動が必要である。
- (3) 本事業は、地域住民などが美しいむらづくりのために必要となる地域の意向を的確に把握・反映した事業計画の策定や施設整備への参画に必要な技術的な支援を行うとともに、事業完了後の施設の利活用、維持管理を円滑に行うことができるよう地域住民等の能力構築等を行い、美しいむらづくりのための地域体制づくりを支援するものである。

2. 事業内容等

美しいむらづくりに取り組む地域を対象に、住民活動等の地域活動に対する専門的知識を有する大学やNPO等と連携し、地方公共団体職員、地域住民、NPOなどの能力構築を通じた地域体制づくりを支援する。

地域住民などが、地域の景観や自然環境に対する関心、地域活動への意識を高めるために必要となる地域診断や情報提供
地域が主体的に取り組む身近な環境整備の啓発、美しいむらづくりに向けた協定、地域活動計画等の策定への支援
継続的な地域活動を展開するために必要となる地域リーダーの育成などを通じた地域体制づくり
地方公共団体職員、地域住民、NPO等を対象としたワークショップや住民参加型（直営）施工、施設の維持・利活用に関する情報収集、技術的支援

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村
- (2) 採 択 要 件：農村振興総合整備事業（美しいむらづくり型）又は美しいむらづくり総合整備事業等の予定地区
- (3) 補 助 率：1 / 2
- (4) 事業実施期間：平成16年度～平成20年度（事業採択期間）

4. 平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

50,000 (-)千円

【担当課(室)：農村整備課総合整備事業推進室】

田園自然環境保全整備事業(新規)

1.趣 旨

- (1) 農村地域においては、水田、水路、ため池や里山等が有機的に連携して二次的自然が形成されるとともに、持続的な農業生産活動が行われることにより、多くの生物が育まれ、美しい景観が形成されるなどの多面的機能が発揮されている。
- (2) 平成14年度から農業農村整備事業において、環境との調和に配慮して事業が実施されるようになった。さらに、平成15年1月に自然再生推進法が施行され、農村地域の豊かな自然の保全、再生等を推進していく必要性が高まってきている。こうしたことから、地域住民やNPO等とも連携し、土地改良施設や農地において自然環境の保全、再生等に向けた取り組みを積極的に展開していく必要がある。
- (3) このため、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村の持つ多面的機能の十全の発揮を図ることを目的として、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を実施する「田園自然環境保全整備事業」を創設するものとする。
- (4) なお、本事業は「風格ある美しい農山漁村づくり」の連携施策として実施するものとする。

2.事業内容

(1) 事業内容

1) 環境創造型整備

土地改良施設等の環境創造を展開するために必要な、生態系保全のための水田と水路のネットワークのための魚道、ビオトープ等の環境創造型整備

2) 地域資源保全整備

土地改良施設等の地域資源の多面的機能を維持・発揮するための保全整備や農道等の簡易な基盤整備

3) 地域住民活動促進環境整備

地域住民等の維持管理活動の活性化を図り環境創造を促進するための土地改良施設等の周辺における環境整備

(2) 採 択 要 件： ～ の要件を全て満たすこと

田園環境整備マスタープランによる環境創造区域であること

地域住民等による維持管理活動を促進する体制が整っており、本事業の実施が土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること

本事業の実施にあっては、(1)1)の環境創造型整備を行うものであること

3.事業実施主体 等

(1) 実施主体：都道府県、市町村

(2) 補助率：50% (5法指定地域等55%、沖縄2/3)

(3) 実施期間：平成16年度から平成20年度まで

4.平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

1,000,000()千円

むらづくり交付金（新規）

1. 趣 旨

- (1) 農村においては、農業の持続的な発展とともに、定住条件等の改善を図るために、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備が行われてきた。今後、高齢化、過疎化、混住化など従来から農村が抱える課題に加え、市町村合併を含む地方分権、米政策改革に伴う農業・農村の構造改革等の新たな課題にも対応できる地域が主体となった活力あるむらづくりを進めることが喫緊の課題となっている。
- (2) このような状況に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、農業生産基盤と生活環境を総合的に実施する新たな仕組みであるむらづくり交付金を創設し、個性的で魅力あるむらづくりを推進する。

2. 事業内容等

- (1) 事業実施主体が、地域住民等の意向を踏まえ、むらづくりの目標及び客観的な指標を策定し、国がこれらの目標、指標等を総合的に評価して事業を採択する。これにより、従来の事業採択時の審査に係る国の手続きを大幅に縮減。
- (2) 事業実施主体の提案する地域の創造力を活かした整備（ソフト経費を含む）ができる仕組みを導入。（総事業費の10%以内）
- (3) 事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する仕組みを導入。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：市町村
- (2) 実 施 期 間：平成16年度～20年度（事業採択期間）
- (3) 補 助 率：50%（沖縄70%、奄美52%）

4. 平成16年度概算決定額(平成15年度予算額)

10,000,000 (-) 千円

【担当課：農村振興局農村整備課総合整備事業推進室】

土地改良施設耐震対策事業（新規） （大規模地震防災対策の推進）

1. 趣 旨

- (1) 昨年、東海地震を想定した対策強化地域が拡大されるとともに、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、地震災害に対する被害防止対策が、ますます重要になっている。
- (2) また、このような社会情勢を反映して、現在、土地改良事業設計指針「耐震設計」の改訂作業も進められているところである。
- (3) しかし、既存の土地改良施設の中には、大規模地震に対して不安定な状態になっているものも相当数あると想定される。
- (4) このことから、大規模地震が発生した際に甚大な2次災害を引き起こすおそれのある土地改良施設を点検するとともに、耐震性の不足するものの耐震補強工事を実施する。

2. 事業内容

大規模地震対策特別措置法に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、東南海・南海地震の地震防災対策推進地域等における、調整水槽・ファームポンド・水路・ポンプ場等の土地改良施設の耐震性を点検し、耐震性の不足する施設に関しては、耐震対策事業計画を策定するとともに、当該施設に関する耐震補強工事を実施

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県
- (2) 採 択 要 件：下記のすべてを満たす土地改良施設
 - 総事業費がおおむね800万円以上
 - 次のいずれかに該当するもの
 - ア 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの、受益面積100ha以上の農道並びにその他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
 - イ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの
 - ウ 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの
 - エ 農地10ha以上に直接被害を及ぼすと認められるもの
- (3) 補 助 率：1/2（離島52%、沖縄80%、奄美2/3）

4. 平成16年度概算決定額

250,000(-)千円